

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、まだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 7 管理年度における数量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 27 日

山口県知事 村岡 嗣政

さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、まだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に定める数量を、次のとおりとする。

第 1 さんま

1 都道府県別漁獲可能量

漁獲可能量
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県さんま漁業	現行水準

第 2 まあじ

1 都道府県別漁獲可能量

漁獲可能量
2,400 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県まあじ中型まき網漁業	1,920 トン
山口県まあじ中型まき網漁業以外の漁業	現行水準

第 3 まいわし対馬暖流系群

1 都道府県別漁獲可能量

漁獲可能量
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県まいわし漁業	現行水準

第4 かたくちいわし対馬暖流系群

1 都道府県別漁獲可能量

漁獲可能量
50,000 トンの内数

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県かたくちいわし漁業（対馬暖流系群）	50,000 トンの内数

第5 うるめいわし対馬暖流系群

1 都道府県別漁獲可能量

漁獲可能量
46,000 トンの内数

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県うるめいわし漁業	46,000 トンの内数

第6 まだい日本海西部・東シナ海系群

1 都道府県別漁獲可能量

漁獲可能量
5,900 トンの内数

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県まだい漁業（日本海西部・東シナ海系群）	5,900 トンの内数